

Title	アダム・スミスにおける農業・土地問題
Sub Title	Agrarian problems in A. Smith's "The wealth of nations"
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.6 (1974. 6) ,p.347(1)- 371(25)
JaLC DOI	10.14991/001.19740601-0001
Abstract	
Notes	小池基之教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740601-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740601-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# アダム・スミスにおける農業・土地問題

小池基之

1. はしがき
2. スミスにおける農業問題
3. 農耕の改良
  - A. イングランドとスコットランド
  - B. 国内市場の拡大
  - C. 利潤範疇の成立
4. 結びにかえて

## 1. はしがき

一国資本主義の成立およびその再生産過程において、農業にはどのような位置があたえらるべきなのであろうか。食糧および原料の供給部門としての農業が国民経済に対して有する比重は、資本主義の発達にともなって漸次低下するとはいえ、なおそれは経済生活の根源を規定する意義をもつことは、否定しえない。イギリス古典派経済学において、食糧の確保および生産の難易がその重要な論点の一つとなっていたことは、周知のところである。

戦前の日本資本主義はその特殊な構造の基底として、したがってその資本主義を特殊なものたらしめた相互規定的な要因として、地主的土所有のもとにおかれた零細な農業耕作をもった。特殊日本資本主義の再生産過程は零細な農耕の再生産の過程であり、しかも零細土所有農民の分解、いわば「萎縮せる分解」、その地主＝小作関係への再編は、国内市場の狭隘化をもたらすばかりでなく、零細な農業耕作のなかにも育まれてくる小商品生産者への志向は、地主的土所有を危機に陥れずにはおかない。かくて日本資本主義は、低賃銀・低米価・高率小作料の相互規定のうえに生みだされる剩余価値の源泉を涸渇させないために、また追加的な労働力の絶えざる給源として、また国内市場の維持・確保のために、いわゆる「小農保護政策」をその必至の課題としたのである。

農地改革は、地主的土所有を解体することによって、農業生産力を地主的土所有の桎梏から解放したとはいえ、それが広汎に創出した零細地片の所有にもとづく零細な農業耕作自体の担っている問題を解決するものではなかった。それは「農地改革」として遂行された土地変革自体の性格

に由来するところである。そして戦後日本資本主義の資本蓄積土壤として、日本資本主義の再編成のための、低賃銀・低米価を基調とする、労働力給源として、零細地片所有の零細農業耕作は、役立ってきたのであった。しかも、戦後の、日本経済のいわゆる「高度成長」を通じて、重化学工業段階として特徴づけられる、日本資本主義のもとで、一方では、巨大な新鋭重化学工業と零細な農業耕作というかたちでの格差の拡大は、零細地片所有の形態と農業生産力との矛盾をますます露呈するにいたるとともに、他方では、自立農業經營維持・育成の意図にもかかわらず、そして零細農業耕作それ自体をさらに高い段階において解決する諸条件を欠如した状態で、自立經營の下限はますます上昇するという矛盾を抱うにいたっているのである。まさに、農業の解体の進展というべきであろう。要するに、「高度成長」といわれる戦後蓄積構造に内在した矛盾の深化は、その一面を、国民経済の「基礎喪失」——食糧問題・労働力・物価問題・農地削減等々——というかたちで、顕現することとなったのである。

このような問題を念頭におくとき、まさに確立せんとするイギリス資本主義を前にして、市民社会における経済的諸範疇の内的関連をあきらかにしようと企てたアダム・スミス(Adam Smith)が、農業にどのような問題を見いだし、それをその体系のなかにどのように位置づけたであろうか。これらの点について若干の考察を試みることは、けっして無駄なこととはいえないであろう。けだし、その「典型的形態」に対する古典的な論究から——そこに見いだされる矛盾や論理の限界をも含めて——われわれは多くの論点をひきだすことができるからである。しかも、これまでスミスの農業論に関する論説はかならずしも多いとはいえない。<sup>(1)</sup> そしてそれらの論説はわれわれに多くの点を教えるものであるとはいっても、なお、それは、あるいはスミスの農業に関する見解を単に一個の学説として、スミス経済学の「根本的脆弱性」からその農業理論の「不完全性」ないしは矛盾を指摘するに止まり、あるいは農業の技術的発達の緩慢さ・農業の劣勢と「事物自然の進路」(natural course of things)すなわち農業、工業、そして商業という投資序列との調和的理解にその論点がしほられ、あるいは小生産者、小土地所有農民が利己心の担い手という観点から考察の対象とされ、スミス農業論の全貌と問題点を、その体系とのかわりあいにおいて、充分あきらかにしたとは、かならずしもいい難いように思われるのである。

## 2. スミスにおける農業問題

〔I〕 アダム・スミスがその「国富論」(*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*)において、農業に関して問題としているところとして、普通、二つの点が指摘されている。その一

注(1) 久保田明光「スミス経済学に於ける農業理論」昭和15年7月(同著「近世経済学の生成過程」昭和17年6月刊に収録)。野村義男「スミス農業論の一侧面」(「青山経済論集」10巻1・2号、1958年)。倉辺平治「アダム・スミスに於ける小生産者について」(「大阪経大論集」第25号、1959年)などをあげることができる。

つは農業の生産性の問題であり、他の一つは「事物自然の進路」における農業の位置づけの問題である。そして、前者すなわち農業の生産性に関しては、そこに農業の労働生産力の相対的なおくれ、発達の緩慢さを見いだし、これと「事物自然の進路」において、資本はまず農業に投ぜらるべきであるとなす主張との間に、首尾一貫性を欠くものとする論点の展開が普通におこなわれている。しかしこの二つの問題は異なった視角からする論点であるというべきであろう。もちろんこの二つの論点は相互にかかわりあうところなしというわけではないが、一方は理論的な視角からの問題であり、他方は市民社会の形成という、歴史的な視角からの問題なのである。そして、農業の生産性の問題については、その労働生産力の発達が緩慢であるという、そこから、理論的に、直ちに農業への資本投下の不利を、したがって「事物自然の進路」への論理的な連繋の不備を、ひきだすわけにはいかないというべきであろう。ただ現実に見られる農業への資本投下の不充分なことが、「事物自然の進路」の阻止というかたちで、スミスの問題としたところであったのである。

周知のごとく、スミスは、国富の増進について、それは第一に労働生産力の改善、第二に生産的労働者数の増加、したがってその維持に使われる資本的資財(capital stock)の量、資本の蓄積とその投資にかかるものとしている。そして前者に関してあげるところは、分業と、また分業に由来するものではあるが、労働を簡易化しつつ省略するところの機械器具の増加およびその改良であり、後者においてとくに考慮する点は、その投資方法と資本回転率である。

スミスはまず「国富論」第1編第1章において、農業の労働生産力の発達についてつぎのように述べる。「農業においては、製造業におけるがごとくその性質上そんなに細かく労働を区分する余地もまた各種の仕事をたがいに完全に分離する余地もない」ので、それが「恐らくは、この技術における労働の生産力の改善が、何故に製造業における改善に及ばないかの理由なのであろう」。<sup>(2)</sup> しかも他方において、第2編第1章では、農業に投下された固定資本が農業の労働生産力の増進に資すること大なるものがあることを指摘しているのである。ここに、農業に投下された固定資本として、そのうちとくに注目されているものは「土地の開拓、排水、囲い込み、施肥、その他、土地を耕作や栽培にもっとも適した状態にするために有利に投資されたもの」であり、かくして改良された農場は、労働を容易にしつつ省略する有用な機械と同等視して差支えなきものであるという。「改良された農場は、これらの機械のいずれに比しても、有利な点において劣ることなく、耐久性のある点において勝るものがあり、その耕作に使用する農業者の資本をもっとも有利に充用するほか、しばしば何らの修繕をも要しないものなのである。」<sup>(3)</sup> そして、同編第2章では「あらゆる必要な建物、

注(2) Adam Smith; *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, London, 1776; 5th ed. 1789; ed. with an Introduction, Notes, Marginal Summary and an Enlarged Index by Edwin Cannan, 1904; with an Introduction by Max Lenner, (the Modern Library), 1937, p. 6. 大内兵衛・松川七郎郎「諸国民の富」(岩波文庫)第1分冊 102・103 頁。但し訳文はかならずしもこれによらない。

注(3) *Ibid.*, p. 265. 同上第2分冊 242 頁。

柵、排水路、通路等がもっともよく整備されている農場においては、同じ大きさで同じく良好な地質であっても、これと同じ便宜をもたない農場に比して、同数の労働者と役畜を以て、はるかに多くの生産物を育成しうるであろう」という。改良された土地は、労働手段としては、機械というよりはむしろ装置というべきであろうが、いずれにせよ、ここでは、「土地資本」(la terre-capital)の投下による農業生産力の増進が語られているのである。

以上に述べられていることからするならば、農業が国富生産上不利な産業部門であるという結論は、かならずしもひきだせないように思われる。スミスが、農業にあっては労働の生産力の改善が製造業のそれに及ばないという点を強調するとき、それは、一面では、穀物価格が、長期にわたってみれば、比較的安定しているということのかかわりあいにおいて、注目するところであったといつていいであろう。第1編第11章は地代に関する論じている章であるが、その第3節ではつぎのように述べている。「如何なる社会においても、また改良の段階がどうであろうとも、穀物は人間勤労の所産である。そしてあらゆる種類の勤労の平均生産物は、かならず、ほぼ正確に、平均消費に適合し、また平均供給は平均需要に適合する。なおそのうえ、社会の改良のあらゆる異なる段階において、同じ土壤、および気候が同一であれば、等量の穀物の生育には、平均してほとんど等量の労働を、いな同じことではあるが、ほとんど等量の労働の価格を要するであろう。というのは、耕作が改良せられると労働の生産力が絶えず増加するが、それは農業の主たる用具たる家畜の価格がたえず増加することによって何ほどか相殺されるからである。これらすべての理由からして、等量の穀物はいかなる社会状態においても、その改良の段階がいかにあろうとも、土地の他のいかなる等量の粗生産物に比しても、より完全に等量の労働を代表し、またはそれと等価になるであろうと確信していいであろう。かくて、穀物は富と改善のすべての段階において、他のいかなる商品または一連の商品よりも、一層正確な価値の尺度である。」<sup>(6)</sup>

同時に他面では、そこから、富国と貧国、先進国と後進国との競争をある程度可能にするのは、農業技術における発達の緩慢な点によるものであるという主張がなされる。<sup>(7)</sup>

ところで、たとえ農業にあっては、その労働生産力の発達が、製造業のそれに比して、はるかに及ばないとしても、それは農業への資本投下の不利あるいは有利とどのようにかかわりあうものなのであろうか。

スミスは第2編第3章においていう。「資本は節儉 (parsimony) によって増加し、浪費と不始末

注(4) *Ibid.*, p. 271. 同上第2分冊252頁。

(5) 第1編第5章「等量の穀物は、長期間をへだてれば、他のものよりもより正確に同一の実質価格を表わす。」(*Ibid.*, p. 161. 同上第1分冊161頁)。

(6) *Ibid.*, pp. 186-187. 同上第2分冊94-95頁。

(7) 第1編第1章「もっとも富裕な国民の土地は概してよく耕されており、その上に投ぜられる労働および費用もまた多いから、その土地の広さと自然の地味に比して割合に多く生産する。しかしながら、生産物のこの増加は、労働と費用との増加割合をこえることは極めて稀である。農業においては、富国の労働は貧国のそれに比してつねにかならずしもより生産的であるとはいえない。」(*Ibid.*, p. 6. 同上第1分冊103頁)。

(prodigality and misconduct) によって減少する。」「勤勉ではなくして、節儉が資本増加の直接の原因である。いうまでもなく、勤勉は節儉が蓄積すべき対象物をつくりはする。しかし勤勉がなにはほど多くを獲得しようとも、節儉が節約し貯蓄することがなかったならば、資本が大きくなることはけっしてない。」<sup>(8)</sup>

スミスのここにいう「節儉」の問題については、資本蓄積は剩余価値の資本と収入とへの分割の問題であり、収入=個人的消費財源の分割ではないことを指摘すれば足りるであろう。資本と収入とへの、この分割は、もちろん、剩余価値の量があたえられていれば、一方の拡大は他方をそれだけ圧迫するということになり、この分割の比率が資本蓄積の大きさを決定する。しかし、この分割をおこなうものはほかならぬ剩余価値の取得者である。資本制生産の発展は企業に投ぜられる資本のたえざる増大を必然的なものにする。競争は資本家をして自己の資本を維持するためにたえずそれを拡大することを強制し、資本家は累進的な蓄積によってのみその拡大を維持することができる。そしてますます大きな剩余価値の、資本へのますます大きな分割=資本としての貯蓄・蓄積こそが、資本家をして資本家としての機能を果させるものであったのである。

このようにして、同一生産部門における一企業がその労働の生産力を高めることによって、その商品の個別的価値をその社会的価値より低からしめたとするならば、その企業はその商品の販売によって特別剩余価値を、したがって超過利潤を実現することになり、それはこの企業における資本蓄積の一大権力となりうる。すなわち、労働の生産力を高めることによって商品の価値を引き下げようとする動機は、個々のどの資本家にとっても、存在するのである。しかし、この新たな生産方法が一般化され、したがってその社会的価値が引き下げられ、低い価値で生産される商品の個別的価値と社会的価値との差が消滅すれば、特別剩余価値もなくなることとなる。また剩余価値の生産は労働日の延長によってなされるが、他面、同一生産部門においてにせよ、異なった生産部門においてにせよ、労働力の価値を規定する生産物を生産する産業部門における生産力の上昇が、労働力の価値を引き下げたとするならば、それは必要労働と剩余労働との量的比率を変化させ、一般的剩余価値率を引き上げることになるであろう。また同一生産部門においてにせよ、異なった生産部門においてにせよ、生産手段を生産する産業部門における生産力の上昇が労働手段なり原料なりの価値を引き下げたとするならば、それは、剩余価値の量、したがって利潤の量は不变であったとしても、利潤率を引き上げる一要因として作用するであろう。

このような点を考慮に入れるとしたならば、たとえ農業における労働生産力の増進の困難さを論証したとしても、そこから直ちに農業への資本投下、その開発の困難さをひきだすわけにはいかない。スミスは第2編第5章においていう。「ある資本の所有者が、それを農業に使用するか、製

注(8) *Ibid.*, p. 321. 同上第2分冊351頁。

(9) この点に関しては、たとえば「もしこのように農業の労働が固定的なものだとすれば、ある資本の所有者がそれを農業に投するかどうかを決するものが『彼自身の私的利潤』によるものであるかぎり、農業投資とその開発は誠に困難な

造業に使用するか、あるいは卸売や小売の若干の特定部分に使用するかを決定する唯一の動機は、かれ自身の私的利潤についての考察である。資本が種々の用途のうちどれに使われるかにしたがって、生産的労働を活動させるうえにおいてどれ程の差を生ずるか、またその社会の土地および労働の年々の生産物に価値を加えるうえにおいてどれ程の差を生ずるか、そういうことはかれの思慮には全然はない。<sup>(10)</sup> すなわち資本投下の誘因はひとえにかかる同一量の資本が生みだす利潤の大きさにあるとスミスはいうのである。しかも同一量の資本に帰属する利潤の量は同一量の資本が活動させる生産的労働の量とは関係がないように思われる。スミスは、周知のごとく、「農業に使用される資本は、製造業に使用される同量の資本に比較して、より多量の生産的労働を活動せしめるのみならず、また、それが使用する生産的労働の量に比して、その国の土地および労働の年々の生産物に、その住民の実質的富および収入に、はるかにより多くの価値を附加する」とのべている。<sup>(11)</sup> この、とくに後半の部分については、その背後に「農業においては自然も人間とともに労働する」という、フィジオクラット的偏向の認められることを否定しない。しかし、同量の資本がより多量の生産的労働を活動せしめるということは、そこにおける資本構成の低さを示すものにはならないのであって、そのかぎりにおいて、同量の資本はより多量の剩余価値をつけ加えるということになる筈である。そして、もしそこに異なる生産部門間の資本移動がみとめられるとすれば、そこにおける資本構成の差、したがってそこに生みだされる剩余価値量の差にもかかわらず、究極においては、それぞの資本に対する利潤率は均衡化することとなるであろう。そこでは同一量の資本は、それが活動させる生産的労働の量のいかんにかかわらず、同一量の利潤を獲得することになる。そしてそれは資本の移動によって総剩余価値の配分がえがなされる結果であり、商品は価値から乖離した価格で売られることとなる。

同時にまた、農業生産それ自体についてみても、労働生産力の発達、技術の高度化、したがって資本構成の高度化は、それにともなって、そこで直接に活動させられる生産的労働を減少することになるのは、当然のことである。その結果としてもたらされる商品量の増加、したがってその個別的生産価格の低下は、市場調整的な一般的生産価格不变の事情のもとでは、超過利潤を——その地代への転化の諸条件は措くとして——増加させることになるであろう。

## 〔II〕 農業に投ぜられた資本がより多量の生産的労働を活動させるのみならず、その使用する生

ものとなり、スミスの国内作物拡大による国民経済形成の構想は著しく現実性を失わねばならない。(野村義男前掲論文「青山経済論集」10の1・2号118頁)といった論点の展開を参照せよ。また多少異なった論点からではあるが、「スミスが一国の全経済生活における産業的秩序を、第一に農業、次は工業而して商業といった順序に樹立せんとして企てた経済理論は、極めて論理的な確実性を欠くものの如くであった」(久保川明光前掲書327頁)。

注(10) *The Wealth of Nations*, (the Modern Library), p. 355. 前掲邦訳第2分冊416頁。

(11) *Ibid.*, p. 345. 同上第2分冊397頁。

(12) *Ibid.*, p. 344. 同上第2分冊396頁。

産的労働の量に比して、年々の生産物により多くの価値を附加するということは、また、スミスにおいては、地代発生の根拠とされたところであった。「農業に使用される労働者および役者は、製造業の職人のごとくかれら自身が消費したものに等しい価値、換言すれば、かれらを雇用する資本およびその所有者に対する利潤の価値を再生産するのみならず、それよりはるかに大きい価値を再生産するのである。すなわちこれらのは、農業者の資本およびそのすべての利潤以上に、なお地主の地代を規則正しく再生産する。」この根拠となっている、スミスの、「農業においては自然も人間とともに労働する」という叙述については、すでにリカアドオ (D. Ricardo) の批判がその論点の核心をついている。<sup>(13)</sup> しかしいずれにせよ、農業への資本投下が土地所有を前提とするかぎり、生産条件としての土地の性質に帰因してそこに生産された超過利潤は地代に転化するものと考えざるをえない。すなわち、そこに農業者の見いだすものは「普通利潤」(ordinary profit) にすぎないとということになり、このかぎりにおいては、これが農業への資本投下の格別な誘因とはなりえないといわなければならない。むしろ、土地への資本投下がつねに地代の支払いを前提とせざるをえないという、地代関係の存在こそが、農業への資本投下の阻害要因とさるべきものであったのである。

また、スミスが、農業に使用される資本ははるかにより多くの価値を生産するが故に、「資本のあらゆる用途のなかで、これこそ社会にとってもっとも有利なものである」というとき、もちろんここでは利潤の大きさについていわれているのではないけれども、地代部分をも含めてより大きな価値が生産されるが故に「有利である」となす地主擁護論に對しては、スミスのこの箇所に対するビュカナン (D. Buchanan) の評註をあげれば足りるであろう。<sup>(14)</sup>

しかしスミスの意図は、農業なるものは、たとえ利潤が等しいか、あるいはほぼ等しい場合であっても、製造業や商業に先んじて、資本が投下されるべきものであるとなすにあったようである。この点に関してスミスは第3編第1章において、農業に投下された資本の安全性、農場主としての独立性、また田園生活自体のうちに見いだされる数々の美点をあげているが、なによりも、生活資料の、

注(13) *Ibid.*, p. 344. 同上第2分冊396-397頁。なお第1編第11章第1節「その位置のいかんを問はず、たいていの土地は、食物を市場にもたらすに必要な一切の労働を、いやしくも労働を維持する方法としてはもっとも優遇的程度において維持する以上に、多量の食物を生産する。そのうえその剩余は、この労働を使用したその資財を、利潤とともに回収してお余りあるものである。故に、地主に対する地代となつてなにほどかは必ず残るのである。」(*ibid.*, pp. 146-147. 同上第2分冊12頁)。

(14) David Ricardo; *On the Principles of Political Economy and Taxation*, 1817; 3rd ed. 1821. *The Works and Correspondence of David Ricardo*, ed. by Piero Sraffa, with the collaboration of M.H. Dobb, Vol. I, 1953, p. 76.

(15) *The Wealth of Nations*, (the Modern Library), p. 345. 前掲邦訳第2分冊397頁。

(16) 「スミス博士は、地代の再生産が社会にとってかくも大なる利益をなすものであることを評論するに當り、地代が高価格の結果であって、地主がかくして利益をうるところは社会全体の損失となるところであることを反省していない。社会にとって地代の再生産による絶対的利得なるものはない。一階級は他の階級の損失において利益するにすぎない」(*The Wealth of Nations*, with notes and an additional volume by David Buchanan, 1814, vol. II, p. 55.) また Ricardo; *op. cit.*, Vol. I, p. 77.

(17) 「土地にその資本を利用すれば、かれはよりよくそれを監視したり支配したりすることができ、かれの財産を災難にさらす恐れもよりすくない。」農地の改良に固定される地主の資本は、人事の性質上許される最大限度において安全な

便益品や奢侈品に対する先行性こそが、もっとも重視さるべき点でなければならないというのである。「生活資料は、事物の性質上、便益品や奢侈品に先立つものであるから、前者を調達する産業は、必然に、後者に奉仕する産業に先立たざるをえない。それゆえに、生活資料を提供するところの田舎の耕作や改良は、必然に、便益や奢侈の手段しか提供しない都会の拡大に先立たざるをえないものである。」「都会はすくなくともそれが位置する全領域が完全に耕作され、改良されるようになるまでは、どのようなところにおいても、その領域の改良や耕作によって維持される以上には拡大されなかつたであろう。」それが自然的傾向といるべきものであると、スミスはみているのである。

それにもかかわらず、現実においては、農業への資本投下は充分になされているとはいがたい。もしも農業があらゆる事業のなかで「もっとも有利である」とするならば、個人の資本は「全社会にとってもっとも有利なように」使われなければならない。しかし、とスミスはいうのである。「ヨーロッパのいかなる地方をとってみても、農業の利潤が他の事業の利潤にまさっているところはないようだ。」いきおい、農業への資本投下は、まずそこにむけられなければならないにもかかわらず、阻害されざるをえない。その結果は、「ヨーロッパのあらゆる大国ではなお良好な土地が未耕のままであり、また開墾されている土地の大部分についても、けっしてそのなしうべき最高の改良がなされているとはいえない。それゆえに、農業には、ほとんどいかなる場所においても、今までかつて投ぜられた以上におおくの資本を吸収する余地があるのである。」そして、このような事情はイングランドの現状においてはどうであろうか。スミスは、第3編第4章において、つぎのような指摘をおこなっているのである。「エリザベス治世のはじめ以来イングランドの立法府は商業や製造業の利益に格別の注意を払った。……田舎の耕作および改良も疑いもなく漸次に進歩をつづけてはいるが、商業や製造業の一層急速な進歩にくらべれば、緩慢にしかも相当の距離を保ちながら、そのあとを追っているにすぎないようと思われる。田舎の大部分はおそらくエリザベス治世以前から耕作されていたにちがいないが、今日に至っても未耕の部分が多く、それよりはるかに大きな既耕の部分も、当然予期せられるように耕作されていないありさまである。」

すなわち、農業に投下された資本は、地代部分を支払いするほどに多くの価値をつけ加えるという点で、それは社会的に「有利」であるとされる。しかし同一量の資本に対しては、理論的には、同一量の利潤が帰属する筈である。したがって、自由な経済活動がおこなわれるとするならば、自

ものと思われる。」(*The Wealth of Nations*, (the Modern Library), p. 358. 前掲邦訳第2分冊422頁)。「自分の土地を耕作し、しかも自分の家族の労働によって必要な生活資料を獲る農場主というものは、真に一個の主人であって、いかなる世界に対しても独立である。」「工匠は顧客の使用人である。」(*ibid.*, p. 359. 同上第2分冊424-425頁)。「田園の美しさ、それが保証してくれる心の平穏さ、……田園生活が現実にあたえてくれる自主独立」(*ibid.*, p. 358. 同上第2分冊422頁)。

注(18) *Ibid.*, p. 357. 同上第2分冊421, 422頁。

(19) *Ibid.*, p. 355. 同上第2分冊416頁。

(20) *Ibid.*, p. 355. 同上第2分冊417頁。

(21) *Ibid.*, p. 393. 同上第2分冊494-495頁。

然的秩序のもとで、まず農業の耕作および改良に資本は投下されなければならない。そしてそれが、市民社会形成・発展の論理たる「事物自然の進路」であったのである。しかしながら、農業の利潤は他の事業の利潤に到底及ばないのが現状である。それは農業の犠牲のうえに、商業の保護を厚くした政策に由来するところである。これがスミスのマーカンティリズム批判の一論拠をなすものであった。そこで、「事物自然の進路」・市民社会の形成のためには、まず農業への「資本」の投下、すなわち、そこに利潤範疇の成立がみられるような、農耕の改良が推進されなければならない。これがスミスの当面した農業問題であったのである。

### 3. 農耕の改良

#### A. イングランドとスコットランド

スミスは農耕の改良というとき、それをどのようにとらえていたのであらうか。差当って「国富論」第1編第11章第3節には、つぎのように述べられている。「人間の勤勉によって土地のうえに生産せざるをえないあらゆる生産物の価格が、完全な改良と耕作の費用を償うほどの高さに達してしままでは、いかなる国も、完全に耕作されることも、改良されることもできない」ということはあきらかである。<sup>(22)</sup> すなわち、土地の耕作および改良のためには、生産物価格の上昇がその前提となるが、その上昇は、第一に、そこに使用された労働力に対して、普通に支払われていると同様の賃銀が支払われ、またその資本を普通の利潤を伴って償却するに充分なものでなければならない。そして第二に、それら個々の生産物の価格が、良好な穀物畠の地代を支払うに足るものでなければならない。<sup>(23)</sup> もっとも、このような改良や耕作の拡大は、必然的に、各種の植物性食料の価格を引き下げ、各種の動物性食料の価格を、穀物価格に比すれば、なにほどか上昇させることになるであろう。土地の豊度が高まる結果、植物性食料が豊富となるからである。<sup>(24)</sup>

また、改良の具体的な内容について、スミスは、商業と航海の大発展によってヨーロッパにもたらされた馬鈴薯、玉蜀黍などの栽培が、植物性食料を、「よりすぐない土地とより多からざる労働によって」廉価に供給されたことを、あげているが、なかでも注目すべきであると思われるは、「農業が粗放におこなわれていた状態においては、菜園だけでわずかに鋤(spatula)を以て耕し、生産されていた多くの植物性食料、たとえば<sup>カク</sup>蕪菁、人参、キャベツ等が、農業の改良された

注(22) *Ibid.*, p. 227. 同上第2分冊176頁。また「特定の生産物の価格のこのようない上昇は、あきらかに、その生産に用いられるべき土地の改良と耕作に先行しなければならない。利得こそすべての改良の目的であって、その必然的帰結として損失を生ずるような改良は改良の名に値しない。」

(23) 「何故ならば他の耕地の大部分の地代を規定するものは穀産地の地代であるからである。」(*ibid.*, p. 228. 同上第2分冊176頁)。また「小麦その他何であろうと、人間の普通の植物性食料を生産する土地の地代および利潤がそれを生産するのに適した土地における放牧地の地代および利潤を規定する。」(*ibid.*, pp. 150-151. 同上第2分冊20頁)。

(24) *Ibid.*, p. 241. 同上第2分冊203頁。

状態のもとでは、普通犁で、かつ犁 (plough) を以て耕し、生産されるにいたる」という点である。<sup>(25)</sup> いうまでもなく、ここに述べられていることは、放牧地の耕地化、犁耕をともなう燕麦その他の深根作物の導入と飼料作物の栽培、それにともなう家畜飼育の集約化というかたちで示されるところのものである。そしてこの点はさらに、同節において述べられているイシグランドとスコットランドとの農法および農耕の比較において、確認されるところであろう。すなわち曰く、「十分に耕作された土地の面積は、かならず、その農場で生産される肥料の量に比例するにちがいないし、またこの肥料の量はそこで飼養される家畜の数に比例するにちがいない。」けだし施肥は家畜の放養、または舍飼による厩肥の生産によってなされるからである。しかし、家畜を放牧することのできるのは、家畜の価格が耕地の地代と利潤とを支払うに足るものでなければならぬし、然らざる場合には、農業者は家畜を放牧する余裕はないし、いわんや家畜を舍飼する余裕などはもちろんな。家畜を畜舎で飼養しうるのは、改良され耕作された土地の生産物をもって、すなわち牧草その他飼料の栽培をまつて、はじめてなしうることであるからである。すなわち、家畜の価格が、改良されかつ耕作されている土地の生産物に対する支払をなすに十分な程でないならば、その価格では、それを集めるのに多くの追加的な労働を要し、さらに畜舎まで運搬されねばならない場合には、なおさら、このような支払いをなすに十分であるとはいえない。したがって、このような場合には、耕作に必要な家畜以外のものを舍飼して利潤をあげることは到底できない。しかも、そのような家畜の飼育では、耕作しうる土地の全部を、たえず良好な状態に維持するに足るだけの十分な肥料を供給することはできないので、当然、もっとも有利に利用しうる耕地、もっとも豊饒な耕地、またもっとも便利な耕地にのみそれが補給され、残余の大部分は荒蕪地のまま放置されるか、きわめて貧弱な牧草しかない放牧地とされるほかはないであろう。そして、これらの荒蕪地の一部分は、このような状態で6、7年も放置され、かかる後に犁起されるが、粗悪な燕麦やその他粗悪な穀物が1、2回収穫されたあとは、地力が全く枯渇して、また休閑地となり、放牧に用いられるというようになる。「かくのごときが合邦以前のスコットランド低地一般の普通の経営方法であったのである。したがって絶えず十分に施肥され、かつ良好な状態に維持されている土地は全農場の

(25) *Ibid.*, p. 242. 同上第2分冊 203-204 頁。

(26) 放牧地の集約的な利用について、「大都會の附近においては、牛乳および馬糞に対する需要は、屠内の高価なることと相俟って、牧草の価値をしばしば穀物のそれに対するいわゆる自然的比例以上に引き上げる。」「もしもその価格の高さがこれを償つてあまりある時には、更に多くの穀物畑が放牧地に変更されるであろうし、またもしその価格の高さがこれを償つてないならば、いままで放牧地であったものの一部は穀物畑にひきもどされるであろう。」(*ibid.*, p. 149. 同上第2分冊 18, 17 頁)。また「たとえば家畜の価格が非常に上昇して、その飼料を生産するために土地を耕作することが人間の食物を生産する場合と同様有利になると、もうそれ以上高くなるわけにはいかない。もしそういうことになれば、一層多くの穀物畑が直ちに放牧地にふりむけられるであろうから。」そして屠内の需要が増加すれば、「屠内の価格したがってまた家畜の価格は、漸次に上昇して、ついに家畜飼料を生産するために、もっとも豊饒にしてもっとよく耕作された土地を使用することが、穀物を生産するに使用するのに劣らず、有利になるにちがいない。」(*ibid.*, p. 220. 同上第2分冊 161 頁)。

(27) *Ibid.*, pp. 221-222. 同上第2分冊 162-164 頁。

3分の1または4分の1を超えたことは稀であり、時としては5分の1または6分の1にも達しなかった。残りの部分は全く施肥されたことがなかったが、それにもかかわらず、順次に規則的に耕作され、そして地力を枯渇していったのである。」

スミスの時代は、すでにノーフォーク (Norfolk) を起点とする輪栽式農法普及のための努力が、各地のクラブ組織による新農法の啓蒙や、地主の実験的な試みなどを通じて、推進されつつあるときであった。1731年タル (Jethro Tull) の「馬耕法」 (Horse-hoeing Husbandry) に関する著書の刊行はその技術的基礎をあたえるものであった。それは1750年デュアメル・デュ・モンソー (Duhamel du Monceau) によってフランスに紹介され、タルの新農法にもとづいておこなわれた実験と省察の詳細な報告が年々刊行されることになる。<sup>(28)</sup> そしてこれらの実験報告は1759年ジョン・ミルズ (John Mills) によって翻訳され、さらにイギリスに紹介されることとなるのである。ジョン・ミルズの翻訳の意図は、単なる理論よりも事実と実験が極めて重要であるというべき農業において、デュアメルとその通信員の提供した、「真に国をおもい、農業の重要性について多少なりと関心をもつ人々に、待望の数多くの事例」を紹介しようというにあった。かれは、デュアメルの実験報告のはじめの3巻を読んだフランシス・ヒューム (Francis Home) の *The Principles of Agriculture and Vegetation*, 1757 から、つぎのような箇所を引用している。「これらの実験は、為しうる限り、明瞭であり、正確であり、かつ包括的である。農業がかほどまで奨励されている大ブリテンにとって、農業の真価を調査測定するに、それを他国の人にもかせておくとはなんという不面目なことであろうか。」<sup>(29)</sup> そしてミルズは「故タウンゼンド卿 (Lord Townshend) は農業を自分の注意をかたむけるに充分値するものと考え、現に泥灰土の利用や、今日ノーフォーク州でおこなわれている農法を紹介した。この農法の、かくも価値多き改良は、今日にいたるまで、かれに負うところきわめて大なるものがある。……しかしながら、不幸にも、その地位はどうあろうとこれらの個々人の偏見のない試みが、たと

(28) Jethro Tull; *Specimen of a Work on Horse-hoeing Husbandry*, London, 1731. *New Horse-hoeing Husbandry; or, an Essay on the Principles of Tillage and Vegetation, wherein is shown a Method of introducing a sort of Vineyard Culture into the Corn Field in order to increase their Product, and diminish the common Expence by the use of Instruments, described in Cuts*, London, 1733.

(29) Duhamel du Monceau; *Traité de la Culture des Terres, suivant les Principes de M. Tull, anglois*, Paris, 1750. Tome II, *Expériences et Reflexions relatives au Traité de la Culture des Terres*, 1751-1752. Nouvelle édition, corrigée et augmentée, Tome I et Tome II, 1753, Tome III, 1754, Tome IV, 1755, Tome V, 1757, et Tome VI, 1761.

(30) *A Practical Treatise of Husbandry; Wherein are contained, many Useful and Valuable Experiments and Observations in the New Husbandry, Collected during a Series of Years, by the Celebrated M. Duhamel du Monceau, .... also, the most approved Practice of the best English Farmers, in the Old Method of Husbandry*, London, 1759. 右の原著各巻に年次報告のかたちでのせられている実験報告が、この翻訳では農場別に整理されている。したがってかれは、もちろん、デュアメルの原著の完全な翻訳ではない。原著第2巻に含まれているシナの稿作に関する報告 (Duhamel, Tome II, pp. 180 ff.) などは当然省かれている。

(附註) デュアメルの著書はなお右のほかたとえば *Éléments d'agriculture*, 2 tomes, Paris, 1760 が *The Elements of Agriculture*, Trans. by Phillip Miller, 2 vols, London, 1764. として、英訳刊行されている。

(31) John Mills; *A Practical Treatise of Husbandry*, p. v.

(32) *Ibid.*, p. vi.

え成功したとしても、それは非常に限られていて、しばしば1州、せいぜい2州の範囲に止まっている。というのは一般の農民は自分自身の仕事を改めるということに関しては、誰よりも好奇心をよせることなく、つねに先人の方法を頑強に固執する、そして—認めざるをえないことだが—実験がうまくいったとしても、自分の小財産を危険にさらすようなことは、おそらく思慮分別にかなうことではないであろうからである」とのべるのである。<sup>(33)</sup>

スミスがグラスゴー大学の教授であった当時(1751-1763)、同大学の図書館に所蔵されていたデュアメル・デュ・モンソーの著書は11種を数えたということである。これらの著書は主として、スミスの友人であり同僚であったウィリアム・カレン(William Cullen)の手によって蒐集されたものであったということであるが、またスミスが同図書館の出納官(Quæster)であった間(1758-1760)に、この図書館のために発注した図書のうちに、デュアメルの *Traité de la Culture des Terres*, 5 tomes, 1753-1757 が含まれていることが、記録に記されている。スミスの「国富論」草稿の発見者スコット(William Robert Scott)は、草稿のなかの「フランスの穀物は甚だ良質であり、それが栽培される地方においては、すくなくとも普通の気候であれば、イシグランのそれよりも安価である」という叙述について、これはおそらくデュアメルの農書からの引用であろうと註記し、また、1754年あるいは55年に書かれたケームズ卿ヘンリー・ヒューム(Henry Home, Lord Kames)のカレン宛の手紙の一節、「その後とくにあなたの農業研究はどのように進んでいますか。この学問では事実が尊重されねばなりません。あなたの友人、すくなくとも文通の友であるデュアメルは愚直者です。」といいう箇所を引用している。<sup>(34)</sup>

スミスは、友人であり隣人であるジェームズ・オズワルト(James Oswald)を通じてヘンリー・ヒュームを知り、1748年かれの斡旋で、エディンバラにおいて公開講義をおこなうことになる。スミスはヘンリー・ヒュームに対しては後々まで深い尊敬の念を失うことはなかったのである。<sup>(35)</sup>

スコットランド文学界においてすでに一定の地位を占め、またエディンバラ法曹界の指導者の人でもあったヘンリー・ヒュームは、スコットランド農業においても、文学におけると同様の地位を

注(33) *Ibid.*, p. viii.

(34) William Robert Scott; *Adam Smith as Student and Professor*, 1937, p. 330. 但し *ibid.*, p. 179. に記載されているリストに従えば、デュアメルの著書は10種(18巻)が掲げられているに止まる。

(35) 上述の如く、デュアメルの *Traité*, Tome VI はスミスの出納官在任中は刊行されていなかった。

(36) Scott; *op. cit.*, p. 330. 類似の叙述は「国富論」第1編第1章(p. 6. 前掲邦訳第1分冊 103-104 頁)にもみられること、周知のところである。

(37) Home は—さきの Francis Home の場合も同様に—スコットランドの人名としては、ヒュームと発音されたようである。なお John Rae; *Life of Adam Smith*, 1895. p. 31. note 参照。また Webster's New International Dictionary, 2. ed. A Pronouncing Biographical Dictionary, p. 3160.

(38) T. Thomson; *Life of William Cullen*, 1859. vol. ii. p. 85. Scott; *op. cit.*, p. 330.

(39) J. Rae; *op. cit.*, p. 31. 「当時スコットランドに栄光をもたらしていた大作家グループにおいて賞めぞやされたスミスは、つぎのように答えたということである。「いやわれわれの誰もがケームズをもってわが師と認めるにちがいありません」(A. F. Tytler; *Henry Home of Kames*, 1807, vol. i, p. 218.)

占めており、スコットランドにおいて農業改革をおこなった最初の人であった。かれは多年バーウィックシャー(Barwickshire)のかれの領地において農場経営に従事したのち、スチーリング(Stirling)に程近いブレア・ドラモンド(Blair Drummond)にうつり、そこで各種の幅広い改革を試みるのである。そしてスミスの「国富論」刊行と同年の1776年 *The Gentleman Farmer, being an Attempt to improve Agriculture, by subjecting it to the test of Rational Principles* を著す。この書においてかれは、農場の規模の基準として、一つの犠に対して充分な面積として70エーカー前後乃至100エーカー前後といった数字をあげているが、それは土壤の軽重、肥料運搬の遠近、とくに作付方法、すなわち牧草地と耕地との比率に左右されるとするのである。そしてスコットランドの、土壤その他特殊な条件についての考察をもとに、ノーフォーク輪作に対して、スコットランドの土地諸条件に適した、多種多様の輪作を提倡するのである。ケームズ卿ヘンリー・ヒュームはいう。「これまで農業に関する著作は、ほとんど例外なしに、書物にたよった研究からその指導原理を論述していく、経験にそれをもとめるようなことはしていなかった。」「わたくしは、誓って、一事項たりともわたくしが多年に亘って実行し成功したもの外は、記述していない。この書物に書かれている知識は再三再四繰返された実験と忠実な観察にもとづいたものである。」「スコットランドにおいては、現在ほど農耕における好教訓に対して時宜を得た時はない。人口が増加し、穀物はその住民に対し十分であるとはいえない。しかも荒蕪地は夥しい。いくらかでも熟練に加えて多少の勤勉は、これらを肥沃ならしめることであろう。」<sup>(40)</sup>

イングランドの「農業革命」は、ジャコバイト(Jacobite)の乱を経て政治的安定をみた18世紀後半にはいって、ようやくスコットランドに本格的に導入され、しかも急速に波及しつつあったのである。

## B. 国内市場の拡大

スミスのいわゆる「事物自然の進路」が市民社会形成の論理として理解されるとしたならば、その進路に反して農業への資本投下が十分になされてはいないという現実から、当然に、農耕の改良が問題とされなければならないが、その改良および耕作の重点が、農業への資本の集約的投下による、範疇としての利潤の形成におかれ、そしてこれらの改良および耕作が特定の生産物の価格の上昇を前提とするということは、また当然に、それが国内市場の問題であることを意味するものにはかならない。資本の土地への増投、土地の集約的な利用によってなされる農耕の改良は、また農耕のためのより大きな資本の準備を必要とするであろうし、またそれにともなっての農業生産力の上昇、個別的な価格引き下げをめぐっての、経営相互間の競争は、小商品生産者の形成、そしてそれ

注(40) Henry Home, Lord Kames; *The Gentleman Farmer*, 4th ed. Edinburgh, 1798. pp. 291-292.

(41) *Ibid.*, pp. 145-157.

(42) *Ibid.*, pp. viii, ix, x-xi.

を起点とする農民層の分解をおしすすめにはおかしい。スミスは、第1編第11章第3節において、豚に対する需要が増加し、それを肥育するため飼料の生産が必要とされるにいたった結果、豚の価格が上昇したことについて、つぎのように述べている。「大ブリテンにおいて豚の価格も家禽の価格も非常に上昇したのは、小屋住み百姓(cottagers)やその他の小土地占有者の数が減ったためであるとしばしばされている。これはヨーロッパのあらゆる地方での、改良およびより良き耕作の直接の先駆をなした事件である。」<sup>(43)</sup> すなわち、零細な農民にとっては改良およびより良き耕作のための資本投下は困難であったのであり、それによって、零細な農民の排除、その賃労働者への転落と、他方、新農法の担い手としての小商品生産者たる農民、すなわち農業者(farmers)の形成と展開が、農耕の改良のためには必要であったのである。農耕の改良、新農法の展開は、まず農産物に対する需要の増大、市場の拡張によってともなわれなければならなかつたし、それはなによりも市場のための農業として、確立されねばならないものであったのである。

いうまでもなく、国内市場の拡大は、社会的分業の進度に対応する。スミスの分業論は、まずマニュファクチャ内の分業(スミスのいわゆる「些細な製造業」(trifling manufacture)における分業)として論じられながら、実は、社会的分業(スミスのいわゆる「大きな製造業」(great manufacture)における分業)がそこでの論点であったことは、すでに一般に指摘され、また承認されているところである。スミスは、そのうえで、まず第1編第3章で、分業の発展は国内市場の範囲によって制限されることを論じ、さらに第4編第9章において「製造工業の完成はまったく分業に依存する。……そしてなんらかの製造業に分業が導入されうる程度は、市場の広さによって必然的に規定される」とのべて、さきに論じたところを再確認するのである。そして農業と製造業が関係する市場の大きさについて、概していえば「製造業の方が土地の粗生産物のもっとも重要な部分よりも、はるかに広汎な市場を必要とする」が、「農業は、市場が狭隘でその発達がさまたげられている状態のもとでも、製造業よりははるかにより多く自立しうるものである」と説いている。この点は、「事物自然の進路」における農業から製造業へという自然的発展の序列に一つの論拠を提供するものであろう。

因みに、スミスが、シナ、インド、古代エジプト等における農業保護政策をとりあげて、それを論評するとき、それは、これらの国々における農業保護政策が局限された国内市場に由来するものであることをいわんとするにあつたのである。もっともこれらの国々における農業の位置づけの間には多少の相違がないわけではない。シナにおいては、農耕者の状態は工匠のそれにまさつていて、それはヨーロッパの多くの部分において工匠の状態の方が農耕者のそれにまさつていて、逆である。製造業の発達のためには農業の発達よりはより一層広大な市場を必要とするという点からい

注(43) *The Wealth of Nations*, (the Modern Library), p. 226. 前掲邦訳第2分冊 172 頁。

(44) *Ibid.*, pp. 645, 647. 同上第3分冊 491, 494, 495 頁。

えば、シナの国内市場は、その大きさの点において劣ることはないように思われるとはいゝ、シナでは商業ことに「外国貿易をあまり尊重しない。」工匠の状態が農耕者のそれにおとるということは、製造業のための国内市場が十分に開拓されないという点に関係することなのである。一方、古代エジプトやインドでは、灌溉施設その他農業の利益について特別の注意が払われていたとはいゝ、「エジプト人もインド人もかれらの剩余生産物の輸出については、そのほとんど全部を、他国民の海運に依存するはかなかつた。そしてこの依存性が市場を制限し、当然にこの剩余生産物の増加を阻止したにちがいない。それは粗生産物よりはとくに製造品の増加を阻止したに相違ない。」エジプトやインドの国内市場はシナのそれにくらべてはるかに局限されていたのである。<sup>(45)</sup>

スミスは第1編第8章において、「労働に対する需要、すなわちかれらを維持するため充當される基金が、雇用しうる労働者よりも一層すみやかに増加する」か否かによって、社会の三つの類型を区別して、発展しつつある国、停滞的な国、衰微しつつある国とし、「ながい間停滞的であったようにみえる」が「退歩しているとは思われない」国としてシナを、また「労働の維持に充當せられる基金が著しく減衰しつつある国」としてインドをあげている。<sup>(46)</sup> ここでは、「各国の収入および資財(stock)の増加」したがって資本蓄積の条件が問題なのであるが、当然に、農業と製造業との相互関係、したがって、当面、シナおよびインドの間にみられる国内市場の形成と展開における諸条件が、これらの国の「停滞」や「衰微」をいう場合に、関連して考察されるべき点として、提起されていたのである。スミスは、これらの国の農耕の形態については、たとえば第1編第11章第1節において、稻作に関して、水田における生産力に注目し、その「より多い剩余のより大きい部分が地主に帰属する」といった記述のほかにはとくに触れるところはないけれども、これらの国においては、農業の保護にもかかわらず、その剩余生産物は地代として徴収され、資本の形成・発展に役立てられることはなかったのであり、したがって小商品生産者としての農民の順当な成長も阻害されざるをえなかつたのである。農業の保護は、まさに、このようなかたちでの剩余生産物の吸収と、国内市場の狭隘化から農業を護る手段であったのである。

国内市場の拡大が社会的分業の進度に照應するかぎり、「都会の住民と田舎の住民とはおたがいに相互の使用者である」しかし、「都会の生活資料となるものは、田舎の剩余生産物、すなわち耕作者の生活維持以上のものを描いてはいるのであるから、都会はこの剩余生産物の増加を俟つてはじめて発達するのである。」ここにあげられた剩余生産物なる概念をめぐっては、さきにもその一端にふれたごとく、なお多くの論点が展開されるであろうが、スミスは、産業発達の過程、いわば

注(45) *Ibid.*, p. 644. 同上第3分冊 490 頁。スミスはここでペキンの官吏がロシア公使ドゥ・ランジュ氏(Mr. de Lango)にむかって商業についていつもいっていた言葉として「貴国のかじきじみた商業」という表現を引用している。

(46) *Ibid.*, pp. 645, 646. 同上第3分冊 493, 494 頁。

(47) *Ibid.*, pp. 69-74. 同上第1分冊 229-239 頁。

(48) *Ibid.*, p. 159. 同上第2分冊 39 頁。

(49) *Ibid.*, pp. 358, 357. 同上第2分冊 423, 421 頁。

近代資本主義の形成・発達の過程を、農業における生産力の発展を起動力とする、都市と農村、製造業と農業との間の分業=社会的分業の進展、国内市場の形成と拡大の過程として、まずとらえたとみることができる。それがいわゆる「事物自然の進路」であったのである。

スミスのこのような過程の理解については、その所説に関してつぎの二つのことが、とくに留意するべきであろう。

その第一は、このような発展の、したがって市民社会形成の、中核としての、小商品生産者、とくに独立自営の農民層の意義についてである。

スミスの体系が市民社会をすぐれて生産力体系としてとらえようとするにあったことはすでに一般に指摘されみとめられているところであって、その基本原理としてかかげられているものは、さきにのべたような「分業」の原理であった。そしてスミスにしたがえば、それを推進し展開させる動力となるものは利己心・自愛心である。そしてそれが社会的に積極的な機能をはたすためには、それが社会全体の物質的富の増加に導くという根拠にもとづかねばならない。その契機たるべきものは「道徳情操論」(*The Theory of Moral Sentiments*, London, 1759)における「同感」(sympathy)の原理であった。すなわち、各々利己心・自愛心につらぬかれた個人個人が相互に相手方を容認するという同感の原理によって媒介されることによって、利己心はまさに社会的な意味を果しうるものとされる。そしてこのような利己心の担い手としてスミスの眼にうつったものは、独占的利己心の実現者たる旧特権階層に対抗する、「中層ならびに下層階級」たる、中小生産者層、とくに自由な土地所有と結びついた独立自営の農民層であったのである。スミスが、市民社会の中核として、このような階層による意義と展望は、つぎのような発言にその一端をうかがいえるところであろう。「商業や製造業によってある国が得た資本は、そのある部分が土地の耕作と改良という形で安定し現実化するまでは、はなはだ不安定、不確実な所有物である。商人はなんら特定国の市民ではないといふのは、きわめて至当ないい方であった。……農業のより堅実な改良から生ずる富は(商業から生ずるそれよりも)はるかに永続的なものである。」<sup>(50)</sup>

第二は、第一の点と関連するところであるが、製造業における二つの系譜の区別である。

スミスは「外国貿易の子孫」(offspring of foreign commerce)たる製造業と、「農業の子孫」(offspring of agriculture)たる製造業とを区別し、前者を、特定の商人または企業家の資財の「いわば暴力的な活動」によって移入されたものであり、後者を、農業にむけられた資本の繁栄のなかから、「自然に、いわば自力によって」成長したものであるとしている。前者は少数の個人の計画や目論見にもとづいて導入されるのが一般であり、その原料は輸入によることが多く、たとえそれがその地方の耕作や改良を刺戟することがあったとしても、農業と製造業とが相互に国内市場を拡大し、国富の

注(50) *Ibid.*, pp. 395-396. 同上第2分冊499-500頁。

(51) *Ibid.*, p. 381. 同上第2分冊469頁。

(52) *Ibid.*, p. 383. 同上第2分冊473頁。

増進に資するようになるには、一般に、このような製造業の「後塵を拝する」、「農業の子孫」たる製造業をまたなければならなかったのである。この、いわば第二類の製造業は、「土地の豊饒」を基礎として、農村のなかから、またはその周辺から、自然に、自力で成長してきたものである。「かれらはその土地の生産する製造品の原料に加工し、かれらの完製品をもって、いなそれと同じことであるが、その価格をもって、より多くの原料や食料品と交換する。」「耕作者はその剩余生産物に對してよりよい価格がえられ、しかも自分たちの欲する他の便益品をより安価に購買することができる」となる。それは粗雑な家内工業が漸次に改良され、成長しきったものであるが、このような製造業の進歩が土地に反作用して、更にその豊度を増すということになるのである。スミスはこのような製造業として、リーズ(Leeds), ハリファックス(Halifax), シェフィールド(Sheffield), バーミンガム(Birmingham), ウルヴァーハムpton(Wolverhampton)などの製造業をあげている。このような製造業に、産業革命の推進者をみいだしたのであるといつていいであろう。

しかしながら、このような製造業は農業の改良とよりよき耕作を俟ってはじめて起りえたものであるとはいへ、農業の改良とよりよき耕作は、商業およびそれによって導入された製造業の「最後にして最大の成果」たることを、スミスは確認する。「事物自然の進路」が、それに反した政策や過程のなかから、自然に貫かれるにいたるとする観点が、スミスにはあるのである。<sup>(53)</sup>

### C. 利潤範疇の成立

農耕の改良は資本の土地への集約的な投下によってともなわれなければならないと同時に、それは土地の占有および所有形態の問題でもあることは、いうまでもない。スミスの土地所有形態に関する所説を、農耕の改良という視点からとりあげるとすれば、つぎの二つの点が注目されるであろう。その一は、利潤の成立を阻むものとしての封建地代に対する批判であり、その二は、土地分割を阻止するものとしての相続制度に関する問題である。

#### (1) 封建地代に対する批判

スミスは「国富論」第2編第3章において、つぎのような指摘をおこなっている。すなわち、ヨーロッパの富裕な国々も、封建政治が広くおこなわれていたあいだは、土地の生産物のうちごく小部分を以て耕作に投じられた「資本」を償うことができ、しかもその「資本」も普通は領主の所有に属していたので、その生産物の大部分は領主の地代もしくはその貧弱な「資本」の「利潤」として、当然領主に属した。しかしヨーロッパの現状においては、土地の生産物の大部分が、「富裕にして

注(53) スミスは外国貿易とそれによって直接導入された製造業がその地方の改良と耕作に貢献した仕方として、三つの点をあげている(*ibid.*, pp. 389 ff. 同上第2分冊474頁以下)。その第一は、その地方の粗生産物に對して手近な大市場を提供して、耕作と改良に刺戟をあたえたこと。第二は、都市住民による土地への投資。「これらの土地の大部分は、こういうことがなければ、多くは耕作されないものであった。」第三は、商業と製造業は、田舎の住民の間に「秩序と善政とを、そしてそれに伴って個人の自由と安全とをもたらした」こと、これである。

独立な農業者(farmers)の資本の回復にあてられ、その残りの部分がかれの利潤および地主の地代の支払にあてられている。現在地主の分前は土地の全生産物の3分の1をこえることは稀であって、時としては4分の1にも及ばない。しかし、この国の改良されたすべての地方においては、土地の地代は以前の地代にくらべれば3倍あるいは4倍にもなっているのである。すなわち、この年々の生産物の3分の1あるいは4分の1にすぎないものが、以前の全地代の3倍、4倍にもあたるのである。改良の進歩について、地代は土地面積との割合においては増加するけれども、土地生産物との割合においては減少するのである。<sup>(54)</sup>スミスが述べている最後の箇所は、地代量と地代率との関係に関する言及として注目されるべき論点であるが、ここでスミスがいおうとしていることは、利潤部分にくいこむ、胎芽的利潤(embryonic Profit)の蓄積をばばむ、あるいはまた利潤範疇を成立せしめない地代の問題、それと対比しての、利潤範疇成立のもとにおける地代の問題、そして、このような地代の推移をもたらすものとしての、農耕の改良であったのである。封建地代のもとにおける資本蓄積阻害の問題については、たとえば、第5編第2章第2節第1項の、「社会の一般的または公共的収入の源泉」としての賃料(rent)に対する税をとりあげている箇所で、1. 契約更新に際して徴収される負担金(fine)の問題、2. 耕作に対する地主の干渉、3. 賃貸契約における現物地代(rent in kind)あるいは賦役地代(rent in service)の残存について論じているところからも、<sup>(55)</sup>十分にうかがいえるところである。

負担金の徴収は、いわば地代の前払いにはかならない。そして地代の前払いは農耕に投ぜられるべき資本部分からの控除である。スミスはいう。それは「多くの場合浪費者の便法なのであって、」「多くの場合地主にとって有害であり、またしばしば借地農にとって有害であるし、しかも社会にとってはつねに有害である。」けだし借地農はその有する資本金の大部分をうばいとられることとなり、その耕作の力をそれだけ減ずることとなるからである。その結果地代はより小額となるも、そのためにより多くの労苦が投ぜられねばならなくなり、また耕作の力を減ずる結果は、社会の収入のもっとも重要な部分を抑圧することになるといわねばならない。

また、借地農に対して、賃貸期間中一定の耕作方法をおこなうべきこと、あるいは一定の作物を継続して栽培すべきことの指定をおこなうようなことがある。「それは一般に地主がかれ自身の知識についてもっている自惚の結果であるが」とスミスはいう、「これは一種の附加的地代、あるいは貨幣地代(rent in money)に代る賦役地代とも考えられるものである。」

注(54) *Ibid.*, pp. 317-318. 同上第2分冊344-346頁。

注(55) *Ibid.*, p. 783. 同上第4分冊251-252頁。なおスミスはフランスでおこなわれている分益農(métayers)——「イギリスでははるか以前から廃止されているので、われわれはそれに相当する英語名をもっていない」——を奴隸耕作のあとをうけたものとして位置づけ、それについてつぎのように述べている。「この種の耕作者にとっても……資財(stock)の一部を、土地の一層の改良のために投ずることは、けっしてその利益とするところではなかった。けだし、何ひとつ投資しない地主が生産されるすべてのもの半分を得ることになっていたからである。」(*Ibid.*, pp. 366-367. 同上第2分冊439-442頁。)

また、地主のなかには、貨幣地代のかわりに現物地代乃至は賦役地代を要求するものがあるが、このような地代は「地主にとって有利である以上に、借地農にとって有害である。それは地主の権力にはいるもの以上に、借地農の権力からうばうからである。こういう地代がおこなわれている国においては、それがおこなわれている程度に準じて、借地農は貧乏で乞食のようである。」

スミスの時代は、まさに、新農法の展開に照応して、囲い込み運動が急速に進行しつつある、そういう時代であった。そのなかで、「完全な所有権」(full ownership)=私的所有権として確定されたフリーホールド(freehold)の集中、および入会地の集中といったかたちで、中小土地所有者の農業改良的囲い込みが、合理的農業経営を発展させていく。その反面、コピーホールド(copyhold)やリースホールド(leasehold)あるいは任意保有(tenancy at will)等の保有権、または単に事実上の権利として入会を認められていたにすぎない小屋住み百姓等の権利は、土地の割当てから排除され、したがって共同体慣行=開放耕地制度の解体や、これらの権利の補強をなして入会権からの切り離しによって、脱農化を余儀なくされていったのである。そしてまたそのようななかで、旧領主権(manorial right)を抽象的権利乃至は地表権(surface right)たらしめ、その所有地を法的にはフリーホールドと等しく私的所有権と看做すことによって、また同時に囲い込みの自由のもとで、それは大土地所有形成の一拠点となっていたのである。

このような階層分解の進展のうえに、私的所有地としてのフリーホールド=大土地所有と、リースそのものの権利内容の変化をともなった、契約にもとづく借地=大借地経営との照応関係を、やがて、基本的な関係として見いだしていくこととなるのである。

しかもなお、当時のイギリス農業における封建的慣習の残存は、看のがしうべくもない。10分の1税(tythes)現物徴収について、アーサー・ヤング(Authur Young)はイングランド北部の各地における10分の1税徴収の状態を示す表をかかげたのち、それについてつぎのように述べている。「ここに注目されるべきことは、その率のきわめて高いこと、きわめて多くの地方においてそれが課せられていることである。それが農業の発達を阻害すること、思いも及ばぬ程である。人知の考えうるあらゆる重圧的課税のなかで、かほどまで耕作を頓挫させるものはない、それは生産に比例して増加するので、文字通り改良への課税である。」「示談は、一見そうみえても、なんら解決策たるものではない。けだしそれは個々の農業者の経営が良ければ良いなりに、悪ければ悪いなりに徴収され、つねに教区長(rector)の意志に左右されるからである。」<sup>(56)</sup>また1795年のランカシャー(Lancashire)における報告は、多くの農地が三代借地で保有され、またほとんど衰減しつつあるとはいえ、賦役

注(56) *Arthur Young; A Six Months' Tour through the North of England, Containing, An Account of the present State of Agriculture, Manufactures and Population, in several Counties of this Kingdom*, London, 1770. 2nd ed. 1771. vol. VI, p. 336. また *Annals of Agriculture, and Other Useful Arts*, vol. I, London, 1784においても、かれは「10分の1税があらゆる活動的な農耕に対する強力な重圧であり、現物で徴収されるその極度の負担のために起ちあがりえないほどである」とことを述べている。(p. 73.)

(boon service) が附加されている場合のあったことを、指摘している。<sup>(57)</sup>

このようななかで、ケネー (François Quesnay) が地代を純生産物 (produit net) として把握するのに対して、スミスは地代を、利潤を成立せしめない、あるいは平均利潤にくいこむ地代としてではなく、平均利潤以上に出る超過分として把握しようとするのであり、「国富論」第1編第11章における地代論はまさにそのようなものとして展開されているのである。

囲い込みの推進力の一つは農耕の改良であろうが、また地主によって取得される地代の増加も、その一つとして作用する。地代の増加は単に貸付地の拡張によってそれを果すことも可能であろうが、それが合理的農法によって裏付けされることによって、一層確実となり、また地代欲求も合理化される。農耕の改良は、利潤範疇を成立させるとともに、地代量の増加をもたらすものであった。スミスのこの点に関する注目は、さきの引用にあきらかなところである。

## (2) 相続法に関する問題

すでに、イギリス市民革命を契機とする私的土所有権の確立、そしてそれにともなう土地譲渡・売買の自由化は、土地移動を活潑ならしめたが、他方、「市民革命によるさまざまな形での土地移動の増大が土地所有権に対する不安感を増大せしめ、逆にいわば世襲財産維持のための方策として、<sup>(58)</sup> 繙承的不動産権設定の慣行をひろめ」ことになった。継承的不動産権設定 (strict settlement) とそれにかかわりをもつ長子相続法 (law of primogeniture) は、イギリス土地貴族 (landed gentry) 層をして、その支配的地位を維持せしめた根源であったのである。「かれ自身かなりの地主であった」エヴリン・デニソン (Evelyn Denison) にしたがえば、1847年、イングランドの土地の概略 2 分の 1 乃至 3 分の 2 はなんらかの継承的不動産の形になっているということであった。またスミス自身、「長子相続法の自然的帰結たる」限嗣相続制 (entails) に関連して、「イングランドの慣習法 (common law) は永代所有権 (perpetuities) を忌むといわれ、実際に永代所有権は、ここでは、ヨーロッパの他の君主国に比しては、より多く制限をうけてはいるが、イングランドにおいてさえも、これが絶無ではない。スコットランドでは、全国の土地の 5 分の 1 以上、おそらくは 3 分の 1 以上がいまもなお厳密な限嗣相続制のもとにあると考えられる」と述べている。<sup>(59)</sup>

これらの相続制度は、土地が、単に生活の手段としてではなく、「権力や (居住者に対する) 保護の手段」として、いいかえれば土地所有が純粹に経済的な形態においてではなく、社会的・政治的な粉飾をともなつて、立ち振舞う状態のもとで、とられる形態であった。スミスはこのような世

注(57) Dickson and Stephanson; *Agriculture in Lancashire*, 1815, p. 38.

(58) 岩谷重明「近代的土所有——その歴史と理論——」1973年、33頁。継承的不動産権設定に関する複雑な事情については、同書24-35頁、また宮崎孝次郎「財産継承制度の比較法的研究」1961年、381頁以下参照。

(59) F. M. L. Thompson; *English Landed Society in the Nineteenth Century*, 1963, p. 67. もっともトムソン自身は、この数字は、当該事項に關係のある経験者の推定であるとはいへ、所詮、推定であって、なんら正確な報告にもとづいたものではないとしている。(ibid.)

(60) *The Wealth of Nations*, (the Modern Library,) p. 363. 同上第2分冊 433 頁。

襲的な大土地所有にかかわりのある長子相続権乃至は限嗣相続制について、まず、これらは土地の分割・細分をさまたげることを問題としているのである。スミスは第3編第3章において「長子相続権はいまなおひきつづき尊重せられており、しかもそれはすべての制度のなかで、家門の栄誉という誇りを維持するのにもっとも適當なものであるから、なおこれから幾世紀ももちこたえそうに思われる。……一人の子供を富さんがために、他の子供全部を貧窮せしめる権利ほど、多数の家族の実益に反するものはない」とのべ、また限嗣相続制について、それは高位と名誉に対する貴族の排他的特権を維持するに必要なものと考えられるが、「後継世代はいすれも土地に対してまた土地のもつすべてのものに対して同等の権利をもつべからず」となすこの制度ほど、ヨーロッパの今日の状態のもとにおいて、不条理な制度はないとのべている。<sup>(61)</sup> 農耕の改良、農業生産力の伸張という点からみるならば、これらの大土地所有者にあっては、自己の領地の防衛乃至は勢力の拡張にのみその主たる関心がよせられ、かれらは「土地の耕作や改良に意を用いることはなかった」という点に、スミスの批判の眼はむけられているのである。

新農法の開拓、農耕の改良、およびその普及について、これら土地貴族の或るものなした貢献については、もちろん、これを否定することはできない。いなむしろ、かれらはいわゆる農業革命においてその先駆をなしたのであった。しかし、スミスにとっては、すでにあきらかなごとく、農耕の改良、農業生産力の発展を問題とするかぎり、これら土地貴族による、大土地所有の管理・経営よりは、「自己の資財をもって土地を耕し、一定の地代を地主に支払う、本来の意味における農業者 (farmers)」を中心に考えるべきであるというにあったのである。<sup>(62)</sup>

しかも、これらの農業者が数年に亘る借地権 (lease) をもっているときには、その農地を一層改良するために、その資本の一部を土地に投じて損失にはならないと考えるであろう。しかしながら、とスミスはいう、このような農業者の土地の占有はなおきわめて不安定なものといわざるをえない。立法者は土地所有者であり、「土地に関する法律はすべて所有者の利益と思われるものを考慮に入れていた。」「貪欲と不正は出来近視である。かれらはかかる規則がどれほど土地の改良をさまたげ、そのためながい眼でみれば、どれほど地主の実質的利益を損うものであるか」ということを予見しえなかつたのである。<sup>(63)</sup> ただ、イングランドにおいては、ヨーロッパの他の地域に比して、借地農の地位の安全なること、地主におとるものではない。たとえば「イングランドにおいては年額 40 シリングの価値ある終身借地権 (lease in life) は一箇のフリーホールドであって、この借地権保有者には国会議員の選挙権があたえられている。そしてヨーマン層 (yeomanry) の大部分はこの種のフリーホールドをもっているので、この権利がかれらにあたえる政治的重要性のゆえに、こ

注(61) *Ibid.*, pp. 361-362. 同上第2分冊 429-431 頁。

(62) *Ibid.*, p. 363. 同上第2分冊 432 頁。

(63) *Ibid.*, p. 368. 同上第2分冊 442-443 頁。

(64) *Ibid.*, p. 369. 同上第2分冊 446 頁。

の全階級は大いに地主から尊敬されるようになったのである。<sup>(65)</sup>

もっとも、スミス自身、このような農業者による農耕をその改良の中軸においていたとはい、地主による農耕の改良をかならずしも一概に否定するものではない。それは第5編第2章第2節第1項におけるつぎのような叙述にみられるごとくである。「地主がかれ自身の土地の一部を耕作するように奨励することは極めて重要である。けだし、かれの資本は総じて借地人(tenant)のそれに比しては大きく、したがってたとえ熟練において劣っていても、往々より大きい生産物をあげることができるのである。また地主はいろいろの実験をやるだけの余裕をもっているばかりでなく、総じてそれをやろうという気にもなっているからである。かれがこの実験に失敗してもかれ自身としては僅かばかりの損失を蒙るにすぎない。かれがその実験に成功すれば、それは全国の改良やよりよき耕作に貢献する。……(しかし)地主の大部分のものがその所有地の全部を自分で經營したいという気になるならば、農村は怠慢で放縱な土地管理人(bailiff)を以て満されるようになるだろう。<sup>(66)</sup>

とはい、「大土地所有者が大改良家であることは滅多にない。」これに反して小土地所有者は、「かれの小さい土地の隅々までよく知りつくしていて、財産とくに小さい財産が自然に懐かせる愛着の目でそれを見、そしてまたそれゆえに、その土地を耕作するのみならずそれを飾り立てることを楽しみにさえする、」このような小土地所有者こそ、すべての改良家のなかでもっとも勤勉な、もっとも賢明な、そしてもっとも成功的なものというべきである。しかしに「ヨーロッパにおいては、長子相続法および種々の永代所有権が大土地所有の分割をさまたげ、またそうすることによって、小土地所有者の増加を阻止している。」かくして、スミスはこのような小土地所有者の代表として、事実上のフリーホールドをもつヨーマン層、とくにイングランドにおいて尊敬されているヨーマン層を重くみるのである。<sup>(67)</sup>

このような点からするならば、スミスが小土地所有による農耕の改良を期待するというのは、単なる大土地所有に対する小土地所有の優位という点に由来するものではない。それは貴族の大土地所有、あるいは未耕地を多分に含む、いわば「寄生的な」大土地所有に対する問題として、提起されていたのであるとみることができる。そしてその対抗は継承的不動産権にともなう相続制度に

注(65) *Ibid.*, p. 368. 同上第2分冊444頁。

(66) *Ibid.*, p. 784. 同上第4分冊253頁。

(67) *Ibid.*, p. 363. 同上第2分冊433頁。

(68) *Ibid.*, p. 392. 同上第2分冊491頁。

(69) スミスはヨーマンが、イングランドにおいては、ヨーロッパのいかなる国におけるよりも尊敬されており、かつもつとも自由である一例として、王の軍隊の通過の際ににおける馬、車、食料品などの提供という問題をめぐって、「わたくしの信ずるところによれば、イングランドはヨーマン層に対するこの徴収による圧制が全く廢止されている、ヨーロッパにおける唯一の君主国である」と述べている。*(ibid.*, p. 390. 同上第2分冊447頁。) また「スコットランドでは借地権をもっていても、それによって国会議員の選挙権は全然あたえられていないので、ヨーマン層はイングランドにおけるように地主の尊敬をうけることがすくないのである。」*(ibid.*, p. 369. 同上第2分冊445頁)。

具体的に示されるような、大土地所有に内在する所有分割阻止の要因に、その表象を見いだすところである。スミスは、「国富論」第3編第4章において、「土地を買うということはヨーロッパのどこにおいても小資本を使う方法としてはもっとも不利である。」「市場にもたらされる土地が少量しかないということ、そしてそこにもたらされる土地が高価格であるということが、そうでなければ向かれたであろう多くの資本が土地の耕作や改良に使われることを、さまたげているのである。」それは、「ヨーロッパ諸国の緩慢な進歩」に対して、それを「北アメリカ植民地の急速な進歩」と比較してみると、一層明確に示されるところであった。この点についてスミスはいう。「北アメリカにおいては……未耕の土地を買って改良するということは、最小の資本にとっても最大の資本にとってもともっとも有利な使用方法であり、またこれがこの国において得られるべき一切の財産と名誉への一番の捷径である。実際のところ、そういう土地は北アメリカにおいてはほとんどただか、または自然的生産物の価値をはるかに下回った価格で手に入れることができる。これはヨーロッパではもとより、その他すべての土地がはるか以前から私有財産となっているいかなる国においても不可能なことなのである。」北アメリカにおいては、旧い土地制度が欠如しており、土地は、無いに等しいかあるいはきわめて低い地代で、耕作される。そのようなところでは、土地への資本の投下は、然らざるところに比べて、はるかに急速にすすむというのは、ひとえに土地制度の問題であるといわねばならないのである。第4編第7章第2節においては、スミスは、未耕地の独占は良好な土地の豊富と低廉とを事実上において減ぼすものであり、改良に対する最大の障害であることをのべて、イングランドの植民地の政治上の制度が、スペイン、ポルトガル、フランスのいずれに比しても、この土地の改良および耕作にとってより有利であった点をいくつかあげている。<sup>(70)</sup> すなわち、イングランドの植民地では、未耕地の独占はより多く制限されており、その所有地の一定部分を、一定期間内に改良、耕作すべき義務が課せられていた。また分割相続制度についていえば、ペンシルヴェニア(Pennsylvania)においては長子相続権ではなく、土地は動産と同じく家族の子供全部に均等に分割され、ニュー・イングランド(New England)の3州においては長子は2人分の取得分を有するにすぎず、またイングランドの他の植民地においては長子相続制が認められていないわけではないが、その保有権の性質上容易に譲渡できることとなっていたのである。

これに反して、イギリス本国においては、継承的不動産権乃至限嗣相続不動産権に対して、農耕の改良という立場から——それはとくにその基礎をなす土地改良の促進をめぐってであるが——法的措置が講じられるにいたるのは、1856年以降の「継承不動産貸貸及び売却促進法」(Act to facilitate Leases and Sales of Settled Estates), なかんずくいわゆる農業大不況の深化を経験して、1882年の「継承的不動産権設定地法」(Settled Land Act)を俟たねばならなかったのである。

注(70) *Ibid.*, p. 393. 同上第2分冊492-493頁。

(71) *Ibid.*, pp. 538-540. 同上第3分冊289-291頁。

このような関係をふまえて、スミスがとくに注目するところは、ヨーマン層の地位と役割である。イングランドほどヨーマン層に対して法律で能うかぎりの安全と独立と尊敬があたえられているところはなかった。それをめぐって、スミスは強調する。「長子相続権が行使され、10分の1税が課せられ、法律の精神に反するとはいえ、とにかく永代所有権が時に認められておりながら、イングランド以上に農業に奨励をあたえうる国はどこにもないのである。」「なんら直接の奨励を農業にあたえなかつたならば、そしてまたヨーマン層をヨーロッパの他の多くの国々と同一の状態に放置しておいたならば、一体どうなつていただろうか。」<sup>(72)</sup>スミスは、農業におけるイングランドの先進性を、このようなところに、もとめようとしているのである。スミスの歴史認識の核心をうかがうことができると思われる。

#### 4. 結びにかえて

以上、「事物自然の進路」がそれに反した政策や過程にもかかわらず、自然に貫かれるにいたるその点に、市民社会形成の歴史的必然性をみとめながらも、なおそれゆえに、農業における資本投下のおくれをこのような必然性の観点から問題とし、それを当面進行しつつある「農業革命」における農耕の改良、その普及と促進、したがつて近代資本主義確立のための国内市場の形成と拡大という面においてとらえるとき、スミスは当面の土地所有形態のなかにどのような問題を見いだしていいたかを、「国富論」に即して、検討してきた。そこでは「農業革命」を通じての農業生産力の発展を物質的基礎とし、ヨーマン層の分解を基礎過程とする大土地所有と大借地農業の対応関係という基本的形態への展望を示しながらも、なお「農業革命」の端緒的な段階のもとで、そこに現象する諸々の土地保有・所有諸形態の軸をなすものは、いわば「封建的」貴族的大土地所有と、分解基点をなす独立自営の小商品生産者、しかも上昇への可能性とそれへの期待を内包する独立生産者たるヨーマン層に、その典型を見いだす小土地所有との、対抗関係であった。もっとも、スミスは、さきにものべたごとく、地主の、土地への資本投下、いわば地主のブルジョア化の側面と、その意義をけつして否定するものではない。スミスが専ら批判の対象としたものは、土地への資本投下を阻害する「封建的」貴族的大土地所有であったのである。そして、この点に関するスミスの立場は、かれの後継者達の論争を逆に投影することによって、一層あきらかにすることができるであろう。<sup>(73)</sup>

注(72) *Ibid.*, p. 394. 同上第2分冊495-496頁。

(73) たとえば、マルサス (T. R. Malthus) の「経済学原理」(*Principles of Political Economy, considered with a View to their Practical Application*, London, 1820) 第7章第7節における叙述、そこでは、かれは、大土地所有の分割にかならずしも反対しているわけではないが、それが一定の限度を越せば、有効需要を減退するにいたること、「富に関する経済学上のすべて偉大な結果は比例に依存しているものである」(p. 432) —— また分割・細分化は農業生産力を破壊するにいたるであろうと、のべる。「長子相続権および限嗣相続法の廃止のためにひきおこさるべき土地財産の分割によって、イギリス帝国の富が本質的に増大されるかどうかの問題に立ち入る必要はほとんどない。この国は、実状

#### アダム・スミスにおける農業・土地問題

一方、イギリス社会における地主階級の重さは、1832年第1次選挙法改正にいたるまで、下院の被選挙資格は、地方600ポンド、都市300ポンド以上の年収ある土地所有者であったこと、この選挙法改正の重点は、いわゆる腐敗選挙区 (rotten borough) の廃止、10ポンド資格の創出、工業都市への議席配分にあつたということ、および1846年にいたるまでの穀物法の存続にみられるごとである。

スミスが、一方では地主の土地への資本投下、いわば地主のブルジョア化と、他方、大土地所有と小土地所有との対抗という関係のなかにみているのは、地主と産業ブルジョアジーとの共存であろう。しかもその共存は、土地所有の資本への従属のうえでの、そのかぎりでの、したがつて土地所有関係の変質を方向として含む、共存であった。そしてその変質はヨーマン層の分解・上昇にともなう農業の改良・よりよき耕作を主導とするものであったと考えていた、ということができる。われわれはこのような関係を「国富論」第1編第11章に展開される地代論の背景におくことができるよう思われる。そこでは、平均利潤以上に出る超過分として、いわば資本主義的な範疇として地代を規定すると同時に、地代は土地所有そのものにもとづくいわば一般的な地代として設定される。スミスの「自然地代」(natural rent)なる概念のなかには、土地の豊度や位置によって変化する部分をも含むが、それは、差額地代的性格をもつとはいっても、厳密な意味の差額地代ではない。またそれはフィジョクラット的な偏向をもちながらも、農業生産における資本構成の低位がそこには暗に指示されているとはいっても、それを以て、「自然地代」を直ちに絶対地代と等置することはできない。

以上の考察はまた、いいうべくんば、スミス体系の性格規定に対する一つの判断基準をあたえることになるであろう。

〔附記〕本稿は、慶應義塾大学退職に際して、昭和48年3月1日おこなった最終講義である。(わたくしのこの学年の担当講義は「経済学史」であった。) 最終講義を掲載するのが慣例となっている「退職記念特集号」の性質上、掲載に当つては、前後の挨拶の部分をのぞいたほかは、できるかぎり原型を保つようにつとめた。そのため、論文としての不備は諒承を望むものである。

(名誉教授)

において、また現実の法律のもとで、大きな領土をもつ近代のいかなる国よりも、とくにその天然資源と比較したとき、より大きな富の光景 (picture) を示していることは、一般に認められている。(p. 435) これに対する、再分割は農業生産力を衰弱させる結果に導くとはけつして結論しえないと、リカドの「註」(Note on Malthus's *Principles of Political Economy, The Works and Correspondence of David Ricardo*, Vol. II, p. 387) そして、このような議論の背後には、マルサスが地代の増加を以て有効需要の主要な要因となすのに対して、リカドにあつては地代は生産された「富」の再分割にすぎないとなす見解の相違があつたのである。